

## ＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

ただし、本共通編の各解釈に対応する分野別の解釈集がある場合は、該当の分野別解釈集に従うものとします。

### 共⑱ 初回製品試験又は定期の認証維持製品試験におけるサンプリングの「代表性」について

2013 年 3 月 29 日  
JIS 登録認証機関協議会

#### 解 釈

製品試験のサンプリングについては、JIS Q 1001「適合性評価－日本工業規格への適合性の認証－一般認証指針」の 6.3.1 サンプルの抜き取り において、「当該サンプルの抜き取りはランダムサンプリングとし、その個数は、認証を行おうとする鈹工業品又はその加工技術に係る JIS に定めるすべての製品試験を実施するために必要な個数又は量とする。サンプルは、認証の対象となる鈹工業品等の製造又は加工を代表するものでなければならない」と規定されている。

一般的には申請者又は認証取得者の負担低減等を考慮し、製造実績の多い製品をサンプリングするケースが多いが、次に該当する等の場合はその限りではない。

- ①製品 JIS に定める全ての試験項目を網羅できない場合
- ②製造又は加工の工程を代表していると認められない場合

したがって、結果的に製造実績の少ない製品をサンプリングの対象とすることもある。

なお、審査当日にサンプリング対象の製品がない場合の対応については、解釈集の共⑱を参照されたい。

以上